

令和6年度 倉敷市立岡田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校の児童は、全体的に落ち着いた生活を送ることができている。しかしながら、友達関係で言い合いが起きたり、いじめにつながる可能性のあるトラブルが発生することもある。教職員は日頃から情報交換や共通理解を密にし、いじめにつながるトラブルを早期発見しチームで迅速に対処できるように努めている。加えて、児童が安心安全の落ち着いた学校生活を送ることができるよう、頑張っていたこと、努力していたことを褒め、認めていき、どの児童にとっても居場所のある学校作りに努めていきたい。そして、管理職や生徒指導主事・人権担当を中心に全教職員で、心豊かな児童の育成に取り組んでいきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教員も参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための意見を出し合い、それを基に共通理解を図りながら、学校全体での取組を推進する。重大事態が発生した場合には、市教育委員会に支援助言を求め、事実関係を明らかにしていく。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・岡山県及び学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校の取組について保護者の理解と協力の促進に努めるとともに、学級懇談等を活用していじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校ボランティアの方との懇談の場で、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を行い、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施、いじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・年3回(学期ごと)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・職員会議で全職員へ周知。緊急は、終礼。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外: スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・校内: 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任

〈重大事態の発生の場合〉第三者調査委員会

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関〉

- ・県教育委員会
- ・市教育委員会

〈連携内容〉

- ・ネットパトロールによる監視

〈連携機関〉

- ・玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・心と命の教育活動の実施
- ・非行防止教室の実施

〈学校側の窓口〉

- ・生徒指導主事・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

児童会活動：いじめについて考える週間において、児童自らが人権ポスターや人権クイズなどいじめ防止に対する意識を高めることができる取組を企画して実行するとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。

安心して生活できる学校づくり：落ち着いた学習することができるように学習規律や基本的生活習慣の定着を図る。また、授業や特別活動の中で、一人一人が活躍できる場を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

情報モラル：情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を全ての学年において1単位時間以上行う。スマートフォンについては、保護者が本校のまきりを理解し学校に申請することで、校内への持ち込みを許可している。他者を傷つけたり、個人情報を発信したりすることがないように、学校全体で指導する。

特に配慮が必要な児童への対応について：日常的に個に応じた支援を行い、積極的に研修を実施する。

感染症に関する人権への配慮：教職員が正しい知識に基づき、人権に関する知的理解を深める。さらに、人権意識を高く持ち、発達段階に応じて、児童の人権感覚を育成する。

② 早期発見

実態把握：児童の実態把握のためのアンケートを学級ごとに実施したり、定期的に教育相談を行ったりすることで、いじめの早期発見を図る。

情報共有：週に一度情報交換会をもち、すべての教員が児童の変化に気づき、早急に対応できるようにする。

③ いじめへの対処

いじめへの組織的対応の検討

- ・いじめの事実確認を行い、組織的な対応を検討するため、校内いじめ対策委員会を開催する。
- ・重大事態の発生の場合には、重大事態の調査の主体を判断し、市教育委員会に支援助言を求めるとともに、第三者調査委員会が参加のもと調査組織を設置し、事実関係を明確にすることで、公平性や中立性を確保するようにする。

いじめられた児童への支援

- ・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- ・保護者に対しては、情報や調査結果を明確にして、適切に説明する。

いじめた児童への指導

- ・いじめた児童に対しては、いじめは許されない行為であることを再度指導すると共に、当該児童の家庭環境や人間関係など、背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

情報の記録と管理

- ・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童が卒業する年次までは保管する。